

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2021. 1.10発行〈通巻第517号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <http://koshc.jp/>



顕微鏡的多発血管炎の労災不支給取り消し訴訟 新たな職業関連疾病の認定のために	2
MOCAによる膀胱がんが労災に 厚労省専門検討会が結論	5
死ぬまで元気です vol.32 右田孝雄	9
一部のバスマット、コースターにアスベスト含有判明 厚労省が改修指示	10
2020年石綿健康被害ホットライン開催	11
安全のきいわあど その34 病者の就業禁止	13
韓国からのニュース	15

12月の新聞記事から／19

表紙／MOCA取扱労働者に注意喚起を！静岡県庁で記者会見
(右から熊谷信二元産業医科大学教授、名古屋労災職業病研究会の成田博厚氏)

顕微鏡的多発血管炎の労災不支給取り消し訴訟 新たな職業関連疾病の認定のために

平成 21 年に提起した業務上外を争う行政訴訟について、2020 年 12 月 23 日に大阪地方裁判所で棄却された。

原告は顕微鏡的多発血管炎という自己免疫疾患を発症した 3 名の元はつり工で、1 名は提訴時にすでにお亡くなりになっていた。残る 2 名も、判決の日を一緒に迎えることはできなかった。

顕微鏡的多発血管炎とは

顕微鏡的多発血管炎とは、腎臓、肺、皮膚などの臓器に分布する小血管の血管壁に炎症を起こす疾患である。白血球のひとつである好中球の細胞質に含まれる、ミエルペルオキシダーゼという酵素に対する抗体（MPO-ANCA）が血中から高頻度に検出されることから、自己免疫異常が背景にあることがわかっている。

先に述べた通り、腎臓、肺、皮膚の血管に炎症が発生するため、臨床的には急性腎炎や間質性肺炎が認められる。この疾病は早期に発見され、根気よく治療を続けることで寛解につながるが、治療が遅れたり、

プライマリーケアの段階で治療がうまく進まない、臓器に機能障害が残存するおそれがある。

国の難病指定を受けており、一定程度重症化するとその治療は難病法に基づく医療費助成制度の対象となり、医療費の個人負担が軽減される。

顕微鏡的多発血管炎と業務関連性

この疾病の原因は、2001 年に厚生労働省が発行した診断ガイドラインによると、「環境因子としてシリカと抗甲状腺薬であるプロピロチルウラシルが確立している」と記載されており、その後の研究も進んでいくつかの薬剤が原因として紹介されている。このうち、職業上ばく露しうる物質はシリカである。シリカとは二酸化ケイ素であり、身近なものとしては石英があげられる。石英はトンネル工事の掘削時や、コンクリートの骨材として使用される砂利にも含まれていることから、建設や土木に従事した人がその粉じんにはく露する。

今回の判決にかかわる被災者は全員はつ

り工であり、建物の解体や、打設したコンクリートを直す作業を行っていた。その就労期間は20年～37年である。また、全員についてじん肺（珪肺）、しかも管理3イ以上が確認されている。2名については生存中に提訴したものの、係争中に死亡し、両名とも死亡原因は顕微鏡的多発血管炎であった。この両名とも重症度が高く、1名は腎機能の低下が著しいことから人工透析を行い、もう1名は皮疹（紫斑、皮膚潰瘍、網状皮斑）が顕著に表れたうえ糖尿病を合併していた。このため医療費助成のおかげで治療費の負担がなかったのだが、それがゆえに職業上の有害物質ばく露の結果発生した疾病であることに目が向けられてこなかったとも言える。

顕微鏡的多発血管炎への注目

この疾患と業務との関連にいち早く注目したのは故海老原勇医師であった。その著書「粉じんが侵す！」には「わたしはかねてから粉じんばく露から膠原病になるケースがあると考えてきた」と書かれており、1973年にはすでに石材工でじん肺と膠原病を併発している患者をとおして確信していた。また、1969年に閉山した金属鉱山で、その労働組合名簿上の粉じん作業者246名中10名の免疫疾患が発生していることを明らかにした。このうち2名については顕微鏡的多発血管炎を想起させる、急速進行性糸球体腎炎である。

海老原医師はかねてから粉じん（シリカやアスベスト）がアジュバント物質である

ことに着目していた。アジュバント物質とは、空気中の花粉やダニなどのアレルゲンと一緒に吸われることで、アレルギー症状を悪化させるなどの作用をもたらす物質のことを言う。本来であれば粉じんは人体にとって異物であるから、免疫による攻撃の対象であるが、身体には正常な組織まで攻撃しないように過剰な攻撃を抑制する機能もある。しかし、シリカのアジュバント効果がその機能を阻害し、攻撃を増強する方向へと導くという説を紹介している。

海老原医師は、その著書の中で「粉じん作業者の疾患をじん肺のみに限定するのは間違いであり、じん肺罹患者にみられる各種の病像、病態を別の視点からも整理することが重要である。」と締めくくっている。

相次ぐ被災者

顕微鏡的多発血管炎自体は、その発見が比較的新しい。しかし、従来は十分検討されてこなかったものの、3名の被災者が発生したことにより全国の医師にも呼びかけをしてさらに2名の発症が明らかになった。その2名とも珪肺罹患者であり、長期間にわたって粉じん作業に従事している。

労災請求を行うことによって、ようやく本邦でも研究が始まった。初めて報告された研究は、2016年10月22日に開催された日本職業・災害医学会学術大会において発表された、「病職歴データベースによるじん肺患者におけるANCA関連腎疾患合併頻度の研究」である。全国の労災病院における2005年4月1日から2014年9

月 19 日までの入院患者を対象に、じん肺群と非じん肺群から ANCA 関連腎疾患の頻度を調査したところ、1 年間あたりで一般患者 387.3 人 / 100 万人、じん肺患者では 3017 人 / 100 万人という結果になった。じん肺群の方が少し多い、などというレベルではなく、顕著にその差が表れている。報告を受けた座長も、新たなじん肺の合併症ではないかとコメントしていた。

先行する海外の研究

訴訟では日本に先立ち研究が進んでいる海外の疫学論文を証拠として提出した。海外では industrial hygienist、産業衛生士と呼ばれる専門家がいて、アンケートや聞き取りでも詳細な調査を行うことができる。その結果、顕微鏡的多発血管炎の業務起因性を科学的に裏付けることができたはずだったが、今回の判決ではこれらの研究が重視されなかった。訴訟進行中も研究は進み、2013 年には疫学論文のメタアナリシス論文が発表され、これまでの疫学論文を統計的手法により客観的に評価することでシリカばく露と顕微鏡的多発血管炎の関連性を示したが、これについても裁判所は否定的な見解であった。

今後は控訴審で争っていくが、一方で労災請求件数も増やしていかななくてはならない。顕微鏡的多発血管炎の話聞きに行った折、海老原医師から、「人間の身体というものは、一部を切り取って見ればよいのではなく、トータルでとらえていかなくて

はならない」という話を何度かしてもらった。顕微鏡的多発血管炎だけではなく、リウマチ症や全身性強皮症などの他の自己免疫疾患もシリカばく露が原因であると考えられ、粉じんが肺だけではなく全身に健康被害を及ぼすものであるということを改めて広めていきたい。

顕微鏡的多発血管炎の診断基準

主要症候

- ①急速進行性糸球体腎炎
- ②肺出血、もしくは間質性肺炎
- ③腎・肺以外の臓器症状：市販、皮下出血、消化管出血、多発性単神経炎など

(1) 主要組織所見

細動脈・毛細血管・後毛細血管細静脈の壊死、血管周囲の炎症性細胞浸潤

(2) 主要検査所見

- ① MPO-ANCA 陽性
- ② CRP 陽性
- ③蛋白尿・血尿、血中尿素窒素、血清クレアチニン値の上昇
- ④胸部 X 線所見：浸潤陰影（肺泡出血）、間質性肺

顕微鏡的多発血管炎が確実に診断されるケースは、

- (7) 主要症候の 2 項目以上を満たし、組織所見が陽性
- (イ) 主要症候の①および②を含め 2 項目以上を満たし、MPO-ANCA 陽性

MOCA による膀胱がんが労災に 厚労省専門検討会が結論 静岡労働局にも周知を要請

厚生労働省は、2020年12月22日「芳香族アミン取扱事業所で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書（以下、報告書）を公表した。具体的には労働者が発症した膀胱がんは3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）のばく露に関する医学的知見をまとめたものだ。一定の条件を満たせば、業務上と認めて労災保険の補償を支給することになる。

MOCAを取り扱った労働者の多数が膀胱がんを発症していると発覚したのは、2015年福井市の三星化学工業でオルトトルイジンを使用した労働者が膀胱がんを発症したことで、厚生労働省がオルトトルイジン取扱事業場調査を行ったことだった。調査の中で静岡県のイハラケミカル工業株式会社（現：クミアイ化学工業株式会社）で7名労働者の膀胱がん発症が見つかり、MOCAとの関連が疑われた。

2018年5月、労働安全衛生総合研究所の甲田茂樹氏らがMOCA取扱と膀胱がん所見のある労働者についての調査結果を日本産業衛生学会で発表した。発表では社名は伏せられていたが、2016年9月にすでに膀胱がん7名の発症があったと社名もマスコミ報道されていたため、イハラケミカ

ルのことと推察された。甲田氏の発表では、12名の膀胱がん所見ありの男性のうち10名が1～10年のMOCA取扱歴があり、うち2名はオルトトルイジンの取扱もあった。この発表を知った熊谷信二氏（元産業医科大学教授）からこれら労働者が労災請求していないのではないかと懸念が示され、2018年9月28日に全国労働安全衛生センター連絡会議（以下、全国安全センター）など被災者支援団体で厚生労働省に要請を行った（本誌2018年10月号記事）。10月、厚労相のMOCA取扱事業所調査で、全国の7事業所で17名の膀胱がん発症を把握、うちイハラケミカルは9名（在職者2名、退職者7名）だった。厚生労働省は要請を受けて該当者に労災手続を知らせる案内を送った。2019年1月の報道で、膀胱がん患者17名のうち7名が労災請求したことが分かった（本誌2019年2月号記事）。その時点で、MOCAによる膀胱がんについて厚労省は業務上外の専門検討会を開いていなかった。

その後は、この件について何の情報もないうまま時間が経過していたが、2020年3月、「芳香族アミン取扱事業所で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」が立

ち上げられ、2020年12月22日までに5回開催され、今回報告書がまとめられた。労災請求があったとの報道から、検討会が開かれるまで1年以上あり、2016年の膀胱がん発症が把握されてから4年がかかっている。

報告書は、MOCAのばく露が膀胱がん
毎日新聞朝刊

2021年(令和3年)1月15日(金) 14版

総合・社会 20

健康被害労災認定へ

ウレタン防水材料原料「モカ」

ウレタン防水材料などの原料に使われる化学物質「MOCA（モカ）」を取り扱った労働者らがぼうこうがんを発症した問題で、厚生労働省は、労災請求を認める方針を固めた。同省の検討会が昨年、仕事との因果関係があるとの報告書をまとめたためで、関係する労働局に対し、速やかに決定するよう近く指示する。モカでの労災認定は国内で初めてとなる。

モカはウレタン樹脂を固める硬化剤などに使われ、発がん性がある。2016年に旧イハラケミカル工業（現クミアイ化学工業）の静岡工場（静岡県富士市）で、モカ製造に関わった労働者5人のぼうこうがん発症が判明。厚生労働省が全国の538事業所を調べたところ、同工場を中心に全国7カ所でモカの取り扱い作業歴のある労働者や退職者計17人がぼうこうがんを発症

していたことが分かった。発症年齢は60代が10人と多く、12人が退職後だった。このうち少なくとも7人が労災補償を請求している。厚生労働省は20年3月から医学や化学などの専門家をつくる検討会で発症との関連性について調査を開始。同12月下旬にまとめた報告書では、「少なくとも5年程度の暴露業務でぼうこうがんを発症する可能性がある」と指摘した。これを受

け、厚生労働省は「暴露業務に5年以上、潜伏期間10年以上」など一定の条件を満たせば労災を認定する方針を決めた。この期間に満たない場合も、作業内容や既往歴などを勘案して可否を判断する。

厚生労働省によると、モカの取り扱い歴のある労働者（退職者は除く）は国内で約3700人。厚生労働省補償課は「モカの取り扱い事業所にも労災請求手続きの周知を図りたい」としている。労災被害者の支援に取り組む「全国労働安全衛生センタ―連絡会議」（東京都）は「モカを扱ったぼうこうがん患者や遺族は労災申請を検討してほしい」と話している。

【矢澤秀範】

の発症の有力な原因との可能性が高いと認め、判断する基準をMOCAのばく露業務に5年以上従事し、発症までの潜伏期間が10年以上認められる場合とした。これら条件を満たさない場合は、作業内容、ばく露状況、発症時の年齢、既往歴の有無、喫煙の有無などを勘案して、検討するとしている。

また、今後の厚生労働省の対応として検討会での業務上外の判断結果に基づき、速やかに事務処理を行うよう所轄署に指示をし、以後の労災請求については必要に応じて当検討会で検討するとしている。またMOCAを取り扱う事業場に対して労災請求手続等を周知徹底し、MOCAにより膀胱がんを発症した労働者に関する労災請求権の消滅時効については、この日、2020年12月22日まで進行しない取扱いとする。つまり、通常の労災なら休業補償など2年で時効となり請求権を失うところが、この件に関しては

すでに発症から2年以上が経っていても、2020年12月22日の翌日からの進行となるので、時効はここから2年後、障害補償や遺族補償もこの5年後となる。

近く労災決定の予定

報告書の発表を受けて、2021年1月

2021年1月7日

厚生労働大臣殿
静岡労働局長殿

全国労働安全衛生センター連絡会議

MOCA 曝露による膀胱がん患者に関する要請書

イハラケミカル工業株式会社（現 クミアイ化学工業株式会社・静岡工場）において、2017年3月までに11名の膀胱がん患者が発生しました。このうち9名は発がん性物質であるMOCAの曝露を受けており、仕事が原因の可能性が極めて高いと考えられました。しかし厚生労働省がこれらの患者の発生を把握してから1年半が経過した2018年9月時点でも、患者さんからの労災請求がなされていませんでした。このため2018年9月に、私どもは、厚生労働省が患者さんに対して労災請求するように指導するよう要請しました。その結果だと思いますが、2019年1月までに7名が労災請求をしたとのことでした。ただし、この7名の中にはイハラケミカル工業以外の患者さんも含まれている可能性もあります。いずれにしても、イハラケミカル工業の患者11名の中で労災請求したのは、一部でしかありません。

2020年12月22日に、「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」はMOCA曝露が膀胱がん発症の原因となる可能性があることと結論し、一定の条件を満たせば業務上と認める旨の方針を示しました。本事案の発覚（2016年9月）から結論を出すまでに4年以上も掛かったことは遺憾ですが、結論自体は歓迎できるものです。

これに伴い、厚生労働省はMOCAを取り扱う事業場に対して、労災請求手続き等の周知を実施するとしています。それは当然のことですが、特に多数の患者が発生しているイハラケミカル工業に対しては、患者さんに労災請求を強く勧めるように指導するとともに、厚生労働省（労働局あるいは監督署）が直接に患者さんに指導するべきです。なぜなら、仕事が原因の疾病は健康保険や国民健康保険ではなく、労災保険で治療するべきだからです。それと同時に、労災保険から治療費および休業補償を受給することは労災被災者の権利であり、また当該疾病が原因で死亡されている場合は、ご遺族が遺族年金を受給することも権利だからです。

なお、イハラケミカル工業では既にMOCAの製造を行っていませんが、MOCAの販売は継続しており、2016年の同社の資料には世界トップシェアと記載されています。また和歌山精化工業とDICもMOCAを販売しています。したがってこれらの製品を使用してウレタン防水材料を製造する会社の労働者や建造物に防水材料などを施工する労働者もMOCAに曝露される可能性があります。このため厚生労働省が、これらの労働者にも、MOCA曝露により膀胱がんを発症する可能性があること、そして膀胱がんを発症した場合は、労災に認定されることを広く知らせることが重要です。

現在、「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」が稼働していますが、MOCAについても、早急に審議して職業病リストに掲載するとともに、健康管理手帳の対象とするべきです。

以上

21日、全国安全センターで厚生労働省、静岡労働局に要請を行った。

すでに多数の被災者を出しているクミアイ化学、およびMOCAにばく露した可能性のある労働者へ労災認定される可能性があることを広く周知すること、「労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会」で早急に審議して、職業病リストに掲載し、健康管理手帳の対象とすることなどを要請した。

静岡労働局に対しては、1月21日、訪問して直接要請した。

労働局では、労災補償課長及び監察官が対応した。その中で以下のようなことが分かった。

労災請求については、2019年1月の7名から増えている。

うち検討会で業務上外の判断について結果をもらっているものがあり、決定する作業に入っている。検討会から追加調査を指示された案件もある。今後もMOCAについては検討会で業務上外を判断する。

決定については、特に発表する予定はない。

MOCAの労災請求の周知については、まだ本省から指示されていないので、指示があったときにそれに従って行う。

こちらからは、さらに3点要請をした。

2018年10月に膀胱がん患者への労災手続を案内する個別通知を行ったときの文書と添付したとするパンフレットを開示すること。

検討会で業務上外を判断した案件は、都道府県別に業務上、業務外の件数を公表す

ること。

クミアイ化学は現在MOCAを中国の子会社で製造している可能性があり、そちらでも被害が出ているかもしれないので、中国に情報提供すること。

ひとつめについては、後日返答。

ふたつめ、みつめについては、厚生労働省に要望があった旨伝えるという返答であった。

その足で、静岡県庁の記者クラブで要請したことを公表した。

TV静岡、静岡新聞、中日新聞などが、MOCAによる膀胱がんの周知を求めているとして報道を行った。

2018年からMOCAを取り扱った労働者を実際に把握したいと思い、接触を試みてきたが、いまだ当事者とは会っていない。しかし、厚生省や労働局に要請を繰り返すことによって、何名かは労災請求に至り、時間はかかったが労災認定される見通しがついた。

今後は追加で厚労省に、検討会で業務上外の結論を出した件数について、公表していくよう要請する。

化学物質による疾病は、長い時間が経ってから発症するため、労働者自身が病気と仕事との因果関係に気づくのが難しい場合がある。また、仕事のせいではないかと考えても、相談の段階で労災の窓口で門前払いされてしまうこともある。

1件でも労災認定された事例があれば、広く周知して、事業場や労働者に注意喚起することが重要であり、また予防対策についても推進してほしい。

死ぬまで元気です



Vol.32 右田 孝雄

皆さま、あけましておめでとうございます。今年も宜しくお願いします。

さて、コロナ禍で感染者も右肩上がり、これから日本はどこへ進んでいくのか怖さすら感じる年明けとなりました。

私たち中皮腫サポートキャラバン隊も昨年はコロナの影響で殆んど外に出て活動することができず、専らインターネットのオンラインでの「中皮腫 ZOOM サロン」が中心の活動となりました。ネット上とは言え、全国の患者さんたちが一堂に介して励まし合い情報共有できるため、この上ないシステムに出会えたと喜んでます。一方では、生身の患者さんと直接手を取り合って励まし合うことができずに悔しい思いもしました。

そんな中での年明けでしたが、私は、現在入院中です。

私事ではありますが、年末に足の浮腫を取ろうと格安マッサージ店に行き膝下の浮腫に対して、オイルマッサージをしていたところ、ふくらはぎの小さな傷から両足にバイ菌が入り、蜂窩織炎（ほうかしきえん）となってしまいました。お陰で、年末は両足がパンパンに腫れてしまい、激痛も伴い、杖がなかったら立てないほどとなってしまったんです。それでも耐えてはいたのですが、我慢しきれず 31 日大晦日

の午前 3 時に自ら運転してこっそり救急外来へ駆け込みました。

結果、抗生剤の点滴をして薬を処方してもらい二、三日様子を見て欲しいと言われて帰って来ました。そして、どうにか年を越したのですが、2 日、再び足の腫れが引かず、痛みも酷くなってきたので、再度夕方から救急外来を受診しました。そして、抗生剤の点滴を打ち、更に強い薬をもらって帰りました。

強い薬に変えたからか、翌日は少し楽にはなりましたが、4 日の休み明けに通常外来で皮膚科を受診すると、医師から即「入



院しましょうか」と告げられて、病室に案内されました。

それから入院生活を余儀なくされております。この記事を書いているのは病室ですが、来週には退院できそうなので、帰ってからもしばらくは大人しく休養したいと思います。

この蜂窩織炎という病気は再発がしやす

いため、気をつけなければいけないそうです。

この痛みを繰り返したくないので、今年もまたあんまり外には出て行けそうにないですね。

皆さんもくれぐれもお身体にはご自愛くださいませ。

一部のバスマット、コースターにアスベスト含有判明 厚労省が回収指示

厚生労働省は、2020年11月27日付で、(株)堀木工所(大阪府貝塚市)製造販売の「CARACOバスマット(LARGE、SLIM、COMPACT)」について、0.1%以上のアスベスト含有が確認されたとして、この製品の流通及び回収を指示したことを、HPで告知し、堀木工所は11月28日付で、同社HP上で告知記事を掲載した。

厚労省によると、原材料として成形板(建材の一種)が使用されていること、この成形板にアスベストの一種であるクリソタイル(白石綿)が0.1%以上含有していたこと(0.1%~0.61%)、バスマットの手入れに紙やすりを使うことが推奨されていること、珪藻土バスマットが広く一般に使用されていること等から、さらに調査をすすめるとのことであり、製造メーカー、国民に注意を呼び掛けている。

その後、厚生労働省は、堀木工所、カインズにつづき、ニトリが、同社が販売する

「アスベスト含有の可能性のある」珪藻土バスマット、コースターについても回収を開始した。また消費者庁のリコール情報サイトでの情報提供を始めた。回収対象商品数はこれまでとは桁違いの多さだ。なお、厚労省・ニトリとも、含有するアスベストの分析結果など詳細をHP上で明らかにしてない点は問題である。

今回の件は、ある意味予想されたアスベスト禁止の穴といえるものである。当該会社や厚生労働省はこのようなことが起きた経緯と原因を詳しく明らかにするべきである。さらに、同種製品を製造している会社や厚生労働省には徹底した調査と情報公開をする責任がある。

アスベストを含有する同様の原材料で製造された製品が流通している可能性があるのではないかと、という点が大いに気になるところだ。

2020年石綿健康被害ホットライン開催

2020年も石綿ばく露作業による労災認定事業場の公表が12月17日、18日に行われ、ちょうどこの時期と重なるように中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（患者と家族の会）による石綿健康被害に関する相談ホットラインが全国一斉に開設された。

普段から患者と家族の会はアスベスト健康被害に関して相談に対応しているが、この時期は全国紙で一斉に前年1年間で労災が認められた事業場について公表されるために、たいへん相談が多い。加えて今回は12月14日、2008年に始まった建設アスベスト訴訟に関し、最高裁判所で国の責任が確定した。さらにホームセンターを展開するカインズが、12月16日に過去3年にわたって販売してきた珪藻土バスマットについて、石綿が含有されているために回収する旨の発表を行った。

この状況で相談ホットラインを開設したため、今回も多く相談が寄せられた。全国5か所に設けた相談ポイントのうち、関西労働者安全センターが対応するエリアは近畿および中国地方であったが、二日間で75件、全国では200件を超える相談が寄せられた。

相談には、上記のバスマットや自宅の建材に関する相談もあったが、中皮腫の闘病中の方からの相談もあり、治

療に関する相談は中皮腫サポートキャラバン隊が対応した。中皮腫の診断を受けてから3年以上経っているにもかかわらず、労災請求を行っていない事案についてはすぐに訪問し、聴き取りを行う必要がある。いずれの方も「石綿にばく露した覚えはない」ということはなく、建設業で直接・間接的にばく露されてきた方ばかりである。先述の建設アスベスト訴訟にもかかわってくるため、聴き取りも詳細に行っていくことになるだろう。

石綿ばく露については自覚のない方も少なくないが、最近は職歴を尋ねる医師もあり、職業ばく露を確認されていることは珍しくない。しかし、どうしても石綿健康被害救済法上の救済給付に流れがちである。フォローの一環で医療機関と話をすると、疾病が確認できれば療養も被災者に対する給付も行われる救済給付と比較し、労災保



険は手続き困難であるというイメージがある。確かに医療機関と本人か家族がいれば手続きが可能な救済給付と比較し、労災保険には業務起因性が問われることから、事業所等の第三者の協力が必要であることは事実である。加えて比較的高齢になってから発症することから、「高齢でもう働いていない」、「退職して石綿事業場で働いていない」、「石綿事業場そのものがもう存在していない」などの理由で労災請求ができないと思っている方もいる。

今回受けた相談者にも、3件も職業ばく露を確認しておきながら救済給付で処理しているケースがあった。中には泉南型国家賠償訴訟で和解が成立しているにも関わらず、未だに労災で処理していないケースもあり、石綿被害を正しく把握するためにも労災請求を督促していくべきだろう。



「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

(付)聞き書き6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095



その 34：病者の就業禁止

伝染病の疾患にかかっている労働者が働いていると、周囲の健康な労働者に感染させるおそれがある。また、働くことによって病気が悪化してその労働者自身が困ることもある。そのため労働安全衛生法は、一定の病気にかかった労働者について、事業者が就業を禁止する義務を負わせている（労働安全衛生法第 68 条）。

その対象とする者は次のとおりとされている（労働安全衛生規則第 61 条）。

- ① 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者
- ② 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- ③ 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

ただし①については、伝染予防の措置をした場合はこの限りでないとする。

この就業禁止の措置は、どのように理解すべきだろうか。行政通達では次のように解説されている。

「…その運用に際しては、まず、その労働者の疾病の種類、程度、これについての産業医等の意見等を勘案して、できるだけ

配置転換、作業時間の短縮その他必要な措置を講ずることにより就業の機会を失なわせないように指導することとし、やむを得ない場合に限り禁止をする趣旨であり、種々の条件を十分に考慮して慎重に判断すべきものであること。」（昭和 47.9.18 基発第 601 号の 1）

つまり就業の機会を奪うことになる「就業禁止の措置」はあくまで慎重にということになる。

それでは新型コロナウイルス感染症に感染した労働者の場合、事業者は産業医の意見を聞いたうえで、就業禁止の措置をとるべきということになるだろうか。答えは否である。

新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として定められており、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されたときは、感染症法に基づいて都道府県知事が就業制限や入院の勧告などを行うことができることになる。そのため、労働安全衛生法以前に、感染症法の適用により就業が不可能ということになる。

事業者は、就業制限がかけられた労働者については就業させないようにしなければならず、したがってその休業は事業主の責任でもないため、労基法にもとづく休業補償の義務も生じない。

もちろん、感染経路が職場由来のものである可能性が高い場合、労災保険の休業業補償給付の請求は当然である。またその際、事業者は労災保険法施行規則第 23 条により、事業主の助力義務が生じることになる。

労働安全衛生法第 68 条 (病者の就業禁止)

事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない。

労働者災害補償保険法施行規則第 23 条 (事業主の助力等)

保険給付を受けるべき者が、事故のた

め、みずから保険給付の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、事業主は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 事業主は、保険給付を受けるべき者から保険給付を受けるために必要な証明を求められたときは、すみやかに証明をしなければならない。

惨事ストレス 一救援者の "心のケア"

阪神・淡路大震災で初めて問題になった「惨事ストレス」は東日本大震災で深刻化しています。消防士・警察官、自衛隊員、自治体職員、教職員、ボランティアなどの救援者が、被災地の悲惨な現実を目の当たりにし、さらに先が見えない復興活動のなかで心身が疲弊し、体調を崩して心の病に陥り、自殺者まで出ています。

本書は、この救援者の「惨事ストレス」の現状を捉えなおしながら、心のケアを考えます。

(2014.12)

『惨事ストレス』編集委員会 [編著] 緑風出版
四六版並製 / 216 頁 / 2000 円
<http://www.ryokufu.com/isbn978-4-8461-1421-3n.html>



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



中皮腫患者さん同士をつなぐ、患者さんによる患者さんのためのポータルサイト

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊

韓国からの ニュース

■政府、必須労働者の保護・支援対策を発表

政府が COVID-19 危険の中で脆弱階層を支援して社会機能を維持する、保健・医療、ケア、宅配・配送、環境美化、コールセンターなど、必須業務労働者の人員を拡充し、保護・支援する対策を発表した。

- ・訪問ケア従事者・放課後講師に生計費支給
- ・必須業務の職種別健康診断制度を新設
- ・特殊雇用職の産災保険から専属性の基準を廃止
- ・脆弱事業場の防疫点検・勤労監督を強化

先ず、政府は訪問ケア従事者と初・中等放課後講師などに対し、一時的に1人当たり50万ウォン相当の生計支援金を支給すると明らかにした。必須労働者の健康保護のために職種別に特化した健康診断制度を新設する計画だ。これまで、特殊雇用労働者の産災保険を難しくしていた専属性の基準も廃止する。COVID-19の集団感染に脆弱なコールセンターなど、脆弱事業場に対する点検と監督を強化するとした。2020年12月1日 民衆の声 イ・スンフン記者

■使用者は嘘をやめて CCTV を公開せよ／転落死した貨物労働者の息子が呼び掛け

先月、霊興(ヨンフン)火力発電所で、貨物車から転落して亡くなった貨物運転士

シム・ジャンソン(51)さんの息子が、4日に大統領府の前で行われた記者会見で、会社に真相究明のための CCTV 資料の公開を求めた。

シムさんは「事故地点を4方向から撮った CCTV があるが、まだ2つしか見られない。その資料が明らかになれば真実を明らかにできる」と話した。

この日の記者会見を主催した公共輸送労組発電非正規労組は、「今回の事故の真相を糾明して、危険の外注化を止めなければならない」と声を強めた。

労組は「石炭殻を積み込む業務は貨物労働者の業務ではない。発電所の設備を使わなければならないから、発電の労働者がすることになっている。」「しかし該当の業務が外注化され、外注委託の特性上、人員を最小化するという方向で業務が貨物労働者に押し付けられた」また「故人が事故に遭った時、傍には誰もいなかった。」と話した。

一方、中部地方雇用労働庁はこの日、霊興火力発電所に対する産業安全保健勤労監督をすると明らかにした。産業安全保健法施行規則第3条により、この発電所は死亡者が一人以上発生した重大災害事業場に該当する。中部雇用庁は事故が起きた石炭殻搬出工程の全般的な産業安全保健法違反を把握し、違法行為が摘発されれば司法措



置や過怠金賦課の処分をする予定だ。2020年12月4日 民衆の声 キム・ミンジュ 記者

■宅配労働者の「適正手数料・物量」を決める社会的対話

宅配労働者の適正労働時間・配達物量・手数料を議論し、現実化するための社会的合意機構がスタートした。

共に民主党は7日午後、「宅配労働者過労死対策のための社会的合意機構」の出帆式を開催した。社会的合意機構には、事業者・従事者団体、大型荷主（ホームショッピングなど）、国会・政府関係者などが参加する。議論する議題は、宅配労働者の無料労働で行われている分類作業の改善、週5日制の導入と適正作業時間の規定、宅配労働者の適正手数料（賃金）保障のための業界共生件案、宅配産業の甲質の根絶による公正な産業構造の確立、宅配価格・取り引き構造の改善などだ。

争点は宅配労働者の適正配達物量と賃金保全方案になるものと見られる。

合意機構は来年の上半期まで稼働するが、議論は二回に分けて集中的に行われる。先ず、来年の旧正月の連休までに、長時間労働の問題などを解消するための合意を目指す。以後に宅配価格と取り引き構造の改善方案を模索する。2020年12月8日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■製鉄所労働者の肺がん、推定の原則を適用して職業性がんを認定

労務法人チャムトによれば、勤労福祉公

団は12月1日、現代製鉄の唐津工場で働いたAさんの肺がんが、職業性がん該当すると判定した。Aさんは1995年の韓宝鉄鋼の時期に入社し、2014年に珪素細胞肺がんの診断を受けるまでの間、鉄筋工場と製鋼工場でクレーン運転手として19年9ヶ月間働いた。150トンの電気炉に屑鉄を投じる用クレーンを主に運転した。クレーンの運転以外にも、週1回、シャベルやエアコンで、クレーンの天井に積もった粉じんを掻き集めたり、装備を点検する業務もした。

公団の職業環境研究院は、Aさんが働いた鉄筋工場と製鋼工場で三回の作業環境曝露評価を実施したが、肺に影響を及ぼす「結晶型ガラス珪酸」は検出されないか、ばく露基準よりも低く、石綿は検出されなかった。しかし、Aさんがかつて働いていたクレーンは、現在と違って有害物質流入遮断用の二重ドアと陽圧設備がなかった。石綿規制が始まった2009年以前には、クレーンで運んだ屑鉄に石綿が含まれた可能性があること、高温作業による上昇気流のために、粉塵と有害物質が床面より30メートル上にあるクレーンではより多く検出されたこと等も重要だと考えられた。公団はこれを根拠に、Aさんが相当レベルの石綿にばく露したと推定した。2020年12月9日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■ポスコ浦項製鉄所の労働者／職業性がんを集団散在申請

ポスコの浦項製鉄所で働いて、肺がん・ルー・ゲーリック病・血液がん罹った労

働者 8 人が、勤労福祉公団に産業災害補償を申請した。

支会によれば、この日産災申請をした 8 人のうち、5 人は肺がんや肺繊維症、2 人はルー・ゲーリック病、1 人は血液がんと呼ばれる細胞リンパ腫の診断を受けた。ルー・ゲーリック病と診断された 2 人は、それぞれ昨年と今年に亡くなっている。肺疾患関連の診断を受けた 5 人とルー・ゲーリック病を病んで亡くなった 2 人は、浦項製鉄所内で石炭の塊りのコークスを作る火成部と、溶鉱炉から出た金物を冷ます冷熱部で働いた。細胞リンパ腫の診断を受けた労働者は建設プラント労働者で、浦項製鉄所に派遣されて、寿命が終わった高炉などを修理する業務を行った。コークスの生産過程では、結晶型ガラスケイ酸とベンゼンといった発ガン物質が発生すると知られている。発ガン物質が多量に含まれた粉塵などを、製鉄所の労働者は安全保護具もなく吸入してきたというのが支会の説明だ。

支会が勤労福祉公団に情報公開を請求して受け取った資料によると、ポスコで最近 10 年間に提起された業務上疾病の承認申請は 43 件に過ぎなかった。職業性がんに関連する申請は 4 件だった。この内 3 件が承認され、1 件は不承認の判定を受けた。2020 年 12 月 15 日 毎日労働ニュース オ・カウン記者

■ポスコのチェ・ジョンウ会長を業務上過失致死罪などで告発

ポスコで今年、重大災害 3 件で労働者 5 人が死亡した。ポスコの元請・下請け労働

者が毎年産業災害・職業性の疾病などで死んでいくが、ポスコの労働安全保健システムに変化はなく、責任を負う人もいない。

金属労組、光州全南支部は 12 月 23 日、光州地方検察庁・順天支庁の前で「殺人企業ポスコのチェ・ジョンウ会長の産業安全保健法違反と業務上過失致死罪告発記者会見」を行った。

金属労組のキム・ホキョ委員長は記者会見で「労働者がポスコで殺されている。重大災害企業処罰法があれば死ななかつた生命だった」と糾弾した。

労組のポスコ支会によれば、労働部は光陽製鉄所の特別監督に、金属労組と労組が推薦した専門家の出席を拒否した。支会は「労働部の頭の上にポスコがいる」と指摘した。

2018 年 7 月にチェ・ジョンウ会長が就任して以後、毎年死亡事故が発生し、少なくとも 12 人の労働者が死亡したと集計している。4 名が死亡した 2018 年 1 月の浦項製鉄所酸素工場の事故まで含めば、3 年間に 17 人の元・下請け労働者が死亡している。2020 年 12 月 24 日 労働と世界ビョン・ペクソン記者（金属労組）

■「小さな力でも…」重大災害法制定要求に同調断食

27 日、故キム・ヨンギョンさんのお母さんのキム・ミスクさんなどが、重大災害企業処罰法の制定を求める断食座り込みを行って 17 日目を迎える中、産業災害の被害者遺族たちと労働・市民運動界の人たちが同調断食を行う。



重大災害企業処罰法制定運動本部によれば、28日から国会前で、故キム・ジェスンさんのお父さん、故キム・ドンジュンさんのお母さん、故キム・テギユさんの姉さんたちが、立法を促す断食座り込みに入ることにした。知的障害者でリサイクル業者で働いたキム・ジェスン(26)さんは、5月に破砕機に挟まれて亡くなり、キム・ドンジュンさんは19才だった2013年11月に、CJ第一製糖で現場実習中に、職場内いじめに遭って自ら命を絶った。キム・テギユさんも25才だった昨年4月、建設現場で廃資材を移動する作業中に墜落して亡くなった。キム・ジェスンさんのお父さんキム・ソニャンさんは<ハンギョレ>との電話で、「仕事をさせて事故が起こったら、認めて当然な罰を受けるべきなのに、我が国は軽い処罰に終わる。」「(立法に)小さな力にでもなるかと思って、断食をすることにした」と話した。2020年12月27日 **ンギョレ新聞** パク・ジュンヨン記者

■コロナに集団感染した労働者／「会社が賠償せよ」初の集団訴訟

5月にクパンの富川物流センターでCOVID-19に集団感染した労働者が、クパ

ンを相手に民事訴訟を提起した。国内でCOVID-19に感染した労働者が、会社を相手に集団訴訟を提起したのは初めて。

「クパン発のコロナ19被害者の会・支援対策委員会」はクパンの富川新鮮物流センターの労働者9人とその家族2人が、ソウル東部地方裁判所に「クパン」とクパンの物流子会社「クパン・プルピルモン・サービス」を相手に、COVID-19集団感染の責任に対する損害賠償を求める民事訴訟を提起したと明らかにした。クパンの富川物流センターでは、5月末に、労働者84人と家族、関係者68人の計152人がCOVID-19に集団感染した。

今回の訴訟に参加した被害労働者のAさんは「当時、会社から、最初の陽性者の発生について、全く知らされなかった。」「大規模センターなのに、せいぜい出入口と一部の作業場、食堂にだけ消毒液を1～2個を備えるなど、防疫措置が不十分だった」と話した。

この以前に、富川物流センターのCOVID-19被害労働者10人が、被害者の会を通じて、勤労福祉公団に産業災害の承認を申請し、現在まで8人が産災を承認され、2人は審査が進行中だ。被害者の会は9月に、クパンのキム・ポムソク代表など、会社関係者9人を産安法・感染病予防法違反などで検察に告発した。2020年12月29日 **京郷新聞** チョン・テヨン記者

(翻訳：中村猛)

12月の新聞記事から

12/3 ことし、佐世保警察署の現職警察官が上司からのパワハラを示唆する遺書を残し自殺した問題を受けて長崎県警はきょうの県議会・一般質問でハラスメント対策を強化していくと答弁した。ことし10月、佐世保警察署の41歳の男性警察官が上司2人からの日常的なパワハラを示唆する遺書を残し自殺した。上司2人について調査している段階とし今後は、研修会の開催などハラスメント対策を強化していくほか、職員からの相談を受けつける専用ダイヤルの整備を進めている。

NTTドコモに勤務当時、上司の男女2人からパワハラやセクハラの被害を受けて体調を崩し、会社も適切に対応しなかったとして、元社員の渡辺哲也さん(36)が、同社と2人に慰謝料など計約460万円の支払いを求めて東京地裁に提訴した。渡辺さんは2014年12月、ドコモに入社し音楽関連の部署に配属された。男性上司から17年8月以降、仕事の一環として無償で楽曲制作を求められたり、上司の娘が個人的にアーティストと会う機会を設けさせられたりした。

労働組合「UAゼンセン」は、流通やサービス業に従事する組合員のうち、20.3%が新型コロナウイルスに関連して客からの嫌がらせ「カスタマーハラスメント」(カスハラ)を受けていたと発表した。マスク着用を求めた際、大声で拒否されたり暴言を吐かれたりしたケースなどがあつた。7~9月、組合員約2万6千人を対象に調査。被害を受けた人のうちコロナの影響があつたとの回答は業種別に、ドラッグストア66.6%、スーパーマーケット43.0%、総合スーパー40.7%の順。

大阪メトロの40代の男性社員がことし3月、大阪市西区の本社内で死亡していたことがわかつた。自殺とみられる。同社は6月、男性社員にパワハラ行為を繰り返していたなどとして、上司の男性課長(50代)を停職1カ月と係長への降格の懲戒処分にした。19年1月に病気休職から復帰した際、産業医から超過勤務を制限されたが、課長は残業を命じ、また同年夏ごろからは、人格を否定するような暴言を繰り返していた。同社はパワハラと男性の死亡との因果関係は不明としている。

12/4 建設現場でアスベストを吸い込み、肺がんなどを患つたとして、宮城県内の元労働者など10人が国と建材メーカーに損害賠償を求めた裁判が、仙台地方裁判所で始まり、国とメーカー側は争う姿勢を示した。1960年代から建設現場で働いた宮城県や岩手県などの元労働者や遺族のあわせて10人は、建築材料として使われていたアスベストを吸い込み、肺がんや中皮腫を患つたとして、国や建材メーカー12社に対し、総額およそ2億7000万円の損害賠償を求めている。

12/9 兵庫県尼崎市内の建物解体現場で2019年度、業者が建材にアスベストを含んでいることを事前に市に報告していなかつた事例が、過去最高の計115件あつたことがわかつた。いずれも非飛散性アスベストだが、県は延べ床面積80平方メートル以上の一般の建物解体でも、非飛散性アスベスト建材がある場合は条例で事前届け出を義務付けている。今回発覚した115件は、届け出義務のない地域の業者が尼崎市内で解体工事をし、認識不足で届け出を怠るケースが大半だつた。

12/16 宅配便大手ヤマト運輸の男性社員が2016年に自殺したのは長時間労働などが原因だとして、名古屋市

に住む妻が労災を認めなかつた名古屋北労働基準監督署の処分取り消しを国に求めた訴訟の判決で、名古屋地裁は請求を認めた。裁判長は判決理由で「時間外労働が繁忙期に1カ月130時間を超え、その後も恒常的に長時間労働をしていた」と指摘。会社が交通事故を「相応に重い出来事」として扱っていた点にも言及し、男性自身の事故が心理的プレッシャーとなつたと認定した。

アスベストによる健康被害をめぐり、かつて劇団(舞台)俳優だつた男性2人が今年に入って、労働基準監督署に労災認定されていた。今回労災認定された男性2人は雇用契約はなかつたが、「労働者性」が認められた。照明器具を取り付けていた村田さん(仮名)は1960年から2018年まで、都内の劇団に俳優として所属。舞台設営のため、照明器具の取り付け作業をおこなう際、天井に吹き付けられていた石綿の粉じんにばく露したとみられる。小道具などを設置していた小田さん(仮名)も1990年から2008年まで、都内の別の劇団に俳優として所属。小道具を設置する際、天井に吹き付けられた石綿に触れるなどしたという。(1)公演にあつた、劇団内の演出家・舞台監督の指示にしたがつていた(2)公演の時間、タイムスケジュールも自己の判断で決めることもできなかつた一などから「労働者性」が推認され、今年11月に池袋労働基準監督署に労災認定された。

建設現場でのアスベスト健康被害を巡り、元労働者らが損害賠償を求めた訴訟で、最高裁は16日までに国側の上告を受理しない決定をし、規制を怠つた国の責任を認める判断が確定した。「建設アスベスト訴訟」で国への賠償命令確定は初。

厚生労働省は、アスベストの健康被害について、2019年度に1073カ所の事業所で労災などを認定した、と発表した。1000カ所を超えたのは2年連続。うち、個人で作業を請け負うケースなどを除く992カ所の名称を公表した。18年度より65カ所多く、05年の初公表以来、延べ1万5123カ所となつた。今回認定された事業所は、「建設業」が62.8%、「製造業」が28.1%だつた。認定された被害者は計1100人で、うち死者は398人。

12/17 身体障害のある50代男性が、職場で同僚から暴行されて心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症したとして、勤務先だつた関西電力に約2000万円の賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。17日の第1回口頭弁論で、関西電力側は争う姿勢を示した。男性は左腕や左足に障害がある。16年11月、同僚の男性から突然、背後から背中を強く押された。男性は首を捻挫して休職し、翌年にPTSDと診断された。19年8月に退職した。男性は以前にも、この同僚から転倒させられるなどの暴行を受けたが、関西電力が障害に配慮するよう社員に指導したり、いじめなどの問題がないか注視したりする義務に違反したと訴えている。

12/22 うつ病など「心の病」が原因で、2019年度に休職した公立小中高・特別支援学校などの教職員が5478人、18年度に退職した公立学校教員が817人いて、ともに過去最多だつたことが文部科学省の調査でわかつた。心の病による休職は前年度から266人増え、在職者数に占める割合は09年度に次いで過去2番目に多い0.59%だつた。年代別では、30代が1477人(0.76%)、40代が1380人(0.67%)で、50代は1789人(0.55%)だつた。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259